

# 議会運営委員会

日 時 平成 26 年 11 月 20 日 (木) 午前 10 時 23 分 ~  
場 所 第 3 委員会室

---

- 1 12 月亀岡市議会定例会について
  - (1) 招集告示 11 月 20 日 (木) 告示第 231 号
  - (2) 開 会 11 月 27 日 (木)
  
- 2 議案の概要説明について
  - (1) 概要.....別添
  
- 3 12 月定例会日程 (案)【別紙 No 1】
  - (1) 一般質問通告期限..... 11 月 27 日 (木) 正午
    - 一般質問順序 共産 清流 公明  
創生 市民 緑風
  - (2) 請願書提出期限..... 11 月 27 日 (木) 午後 5 時
  - (3) 質疑通告期限..... 12 月 10 日 (水) 本会議終了時
  - (4) 意見書等提出期限..... " 12 日 (金) 常任委員会終了時
  - (5) 討論通告期限..... " 15 日 (月) 午後 4 時
  
- 4 開会日 (11 月 27 日) 議事日程
  - 諸報告 (地方自治法 180 条 3 件、監査、理事者出席要求)
  - 第 1 会議録署名議員指名 (湊議員、西口議員)
  - 第 2 会期決定
  - 第 3 第 1 号議案から第 25 号議案まで (提案理由説明)
  - 第 4 議第 1 号議案

5 議第 1 号議案について

(1)議案名 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(2)発議者

(3)議事

11 月 27 日（開会日） 提案 議案は議席に配付  
提案理由説明、質疑、委員会付託を省略

12 月 16 日（閉会日）

討論（省略）

採決

6 陳情・要望について

- 「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望  
【別紙№ 2】
- 横田めぐみさん拉致事件に関する陳情（議長供覧）

7 決算審査総括について

- 意見取りまとめ【別紙№ 3】 期限：12月5日（金）

8 条例、規則の見直しについて

- 委員会条例【別紙№ 4】
  - ・定数改正に伴う変更
- 傍聴規則【別紙№ 5】
  - ・情報通信機器の携帯など状況変化に伴う変更

9 その他

- 市民憲章唱和  
12月 9日（火）9:50～ 唱和代表 西口議員
- 写真撮影許可
- 委員会での執行部出席者の録音について

○ 本日の会議予定

13:30 ~ 会派会議

15:00 ~ 全員協議会（財政状況報告）

16:00 ~ 総務文教常任委員会

○ 当面の日程

1 1月21日（金）10:00 ~ 環境厚生常任委員会

1 2月 4日（木）10:00 ~ 公共交通対策特別委員会

〃 上桂川対策特別委員会

〃 平和人権対策特別委員会

閉会日に特別委員長報告

○ 次回議運

1 2月10日（水）本会議終了後

# 平成26年12月亀岡市議会定例会日程（案）

（会期 20日間）

| 日     | 曜日 | 行 事                                     | 備 考      |
|-------|----|-----------------------------------------|----------|
| 11/20 | 木  | 定例会招集告示、議運                              | 幹事会・会派会議 |
| 21    | 金  |                                         |          |
| 22    | 土  |                                         |          |
| 23    | 日  | 勤労感謝の日                                  |          |
| 24    | 月  | 振替休日                                    |          |
| 25    | 火  |                                         |          |
| 26    | 水  |                                         |          |
| 27    | 木  | 定例会開会<br><一般質問通告期限：12:00 請願書提出期限：17:00> |          |
| 28    | 金  |                                         |          |
| 29    | 土  |                                         |          |
| 30    | 日  |                                         |          |
| 12/1  | 月  |                                         |          |
| 2     | 火  |                                         |          |
| 3     | 水  |                                         |          |
| 4     | 木  | 3 特別委員会                                 |          |
| 5     | 金  |                                         |          |
| 6     | 土  |                                         |          |
| 7     | 日  |                                         |          |
| 8     | 月  |                                         |          |
| 9     | 火  | 一般質問                                    |          |
| 10    | 水  | 一般質問、議運(追加議案)<br><質疑通告期限：本会議終了時>        | 幹事会      |
| 11    | 木  | 一般質問（追加議案提案）                            |          |
| 12    | 金  | 3 常任委員会 <意見書提出期限：委員会終了時>                |          |
| 13    | 土  |                                         |          |
| 14    | 日  |                                         |          |
| 15    | 月  | 委員会予備日、議運 <討論通告期限：16:00>                | 幹事会、会派会議 |
| 16    | 火  | 常任委員会、議運、定例会閉会                          | 幹事会、会派会議 |

一般質問順序      1 共産    2 清流    3 公明    4 創生    5 市民    6 緑風

H26.9定例会 決算審査 総括 【会派・議員名】

|    |                                           |
|----|-------------------------------------------|
| 1  | 執行部提出資料について<br>(主要施策報告書、執行部作成資料、事務事業評価資料) |
| 意見 |                                           |

|    |                              |
|----|------------------------------|
| 2  | 特別委員会審査について<br>(全体会審査、分科会審査) |
| 意見 |                              |

|    |                                                    |
|----|----------------------------------------------------|
| 3  | 事務事業評価について<br>(対象事業抽出、執行部説明、質疑、個人評価、分科会評価、特別委員会評価) |
| 意見 |                                                    |

|    |                             |
|----|-----------------------------|
| 4  | 審査体制について<br>(分科会方式、特別委員会構成) |
| 意見 |                             |

|    |        |
|----|--------|
| 5  | その他の意見 |
| 意見 |        |

亀岡市条例第34号

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務文教常任委員会 9人

- (1) 議会事務局の所管に属する事項
- (2) 企画管理部の所管に属する事項
- (3) 生涯学習部の所管に属する事項
- (4) 総務部の所管に属する事項
- (5) 会計室の所管に属する事項
- (6) 教育委員会の所管に属する事項
- (7) 監査委員の所管に属する事項
- (8) 他の常任委員会の所管に属さない事項

環境厚生常任委員会 9人

- (1) 環境市民部の所管に属する事項
- (2) 健康福祉部の所管に属する事項
- (3) 市立病院の所管に属する事項

産業建設常任委員会 8人

- (1) 経済部の所管に属する事項
- (2) まちづくり推進部の所管に属する事項
- (3) 土木建築部の所管に属する事項
- (4) 上下水道部の所管に属する事項
- (5) 農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成19年2月5日から施行する。

## 『地方議会運営事典（第2次改訂版）』地方議会運営研究会編集

### 常任委員

常任委員会の構成員として、その委員会が行う所管部門に属する地方公共団体の事務に関する調査、議案、陳情等の審査に当たる委員のことをいう。

委員の選任等は、条例で定めるところにより行う（自治法109IX）。

まず、選任については、議会の予備的審査機関として所管部門の調査及び審査を行うという常任委員会の性格から、全ての議員は、常任委員会の定数（標委条第2、市2II、町村2）の状況に応じ、少なくとも一の常任委員に選任される（標委条第5II、5（参考）II、市2I、町村7I）。ただし、議長については、その議事整理権及び事務統理権（自治法104）並びに委員会に出席して発言する権利（自治法105）やその職責を考慮して、条例で定めるところにより常任委員に選任しないものとすることもできる。従前自治法において「議員は、それぞれ一箇の常任委員となるもの」と定められていたときの行政実例で、「議長は、議会全体の統制者であり、本会議における議事の整理者としての議長の職責上、議長を常任委員から除外することは差し支えないものであり、議長は、いったん常任委員となった後、議会の同意を得て常任委員を辞退することはやむを得ない」とするものがある（昭31.9.28）。

委員の任期は、「〇年」とされることが多い。なお、任期満了の場合には、後任者が選任されるまで在任し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となる（標委条第・市・町村3）。

委員の選任は、一般選挙後初めて議会が招集されたとき、委員の任期が満了したとき、委員会に欠員を生じ委員に選任されていない議員があるときなど、委員の選任の事由が生じたときは、速やかに行うことが適当である（標委条市8II、町村7II）。また、任期満了に当たっての選任は、条例で定めるところにより任期満了前に行うこともできる（標委条第5（参考）、町村7V）。

委員の選任の手続は、県及び町村にあつ

ては議長が会議に諮って指名し、市にあっては会議に諮ることを要せず議長が指名する。ただし、県及び町村にあっては、議会の閉会中は、会議に諮ることなく指名することができる（標委条第5I、市8I、町村7IV）。

委員の辞任については、議員は、条例で「一箇の常任委員となる」と定められている場合には、常任委員を辞任することはできないが、二以上の常任委員になり得る場合において現に二以上の常任委員として選任されているときは、そのうちの一部を、市にあっては議長の許可により（標委条市14）、町村にあっては議会（閉会中においては議長）の許可により辞任することができる。

【運用例 1 常任委員の選任については、会派制のある議会では、国会方式による方法、あるいは選考委員会を設ける方法、又は議長に一切委任して、議長が指名する方法など運営上はいろいろある。

2 委員の任期中において委員の改選を行う場合には、全委員が委員会の所属を変更する手続によらなければならない（行実昭32.5.11）。なお、所属変更の手続によって行う場合、当該議事は関係議員の除斥を要しないものと解されている（行実昭48.9.25）。

【行政実例 1 常任委員の選任について、例えば次のように委員会条例に規定した場合、委員の任期満了による改選を任期満了の日前に行うことができる（昭48.9.25）。

第〇条 常任委員の改選は、任期満了の日前（30日以内）に行うことができるものとする。

第〇条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

【国会先例 常任委員の選任は、総選挙後初めて召集される国会の会期の始めにこれを行う（衆院委）。

【関連項目 委員会条例 常任委員会 常任委員の辞任 常任委員の所属変更 常任委員の選任

○亀岡市議会傍聴規則

昭和58年4月1日  
議会規則第1号

亀岡市議会傍聴人規則(昭和30年亀岡市議会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭60議会規則2・一部改正)

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 市議会の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴届(別記様式)に記載しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が、団体である場合においては、あらかじめ議長に申し入れるものとし、代表者又は責任者の住所、氏名及び傍聴する者の人数を傍聴人名簿に記載しなければならない。

3 報道関係者で傍聴しようとする者は、あらかじめ議長に届け出なければならない。

(平21議会規則2・一部改正)

(傍聴人の制限)

第4条 議長は必要に応じ、傍聴人の数を制限することができる。

(平21議会規則2・旧第5条繰上)

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(平21議会規則2・旧第6条繰上)

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、双眼鏡の類、楽器その他音を出すための道具等、会議の進行を妨害するおそれのあるものを携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、第8条の規定により撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 異様な服装をしている者

(6) その他議長が傍聴を不相当と認めた者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、引率者があるとき又は議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(平21議会規則2・旧第7条繰上・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

(3) はち巻、腕章、ゼッケンの類を着用し、示威的行為をしないこと。

(4) 帽子の類を着用しないこと。ただし、病気その他特別な理由がある場合は、この限りでない。

(5) 携帯電話は電源を切り使用しないこと。

(6) 飲食又は喫煙をしないこと。

(7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(平21議会規則2・旧第8条繰上・一部改正)

(写真撮影及び録音、録画等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真を撮影し、又は録音、録画等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(平21議会規則2・旧第9条繰上・一部改正)

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

# 亀岡市議会傍聴規則

(平21議会規則2・追加)

(係員の指示)

第10条 傍聴しようとする者及び傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(平21議会規則2・一部改正)

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年議会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

(平21議会規則2・全改)